

業務方法書の一部改正について

1. 業務方法書（平成16年5月6日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（DVP 決済）</p> <p>第3条 1～2 （略）</p> <p>3 DVP 決済に係る有価証券の引渡しについては、一般振替（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う口座（<u>機構が、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保管振替法」という。）第6条第1項の規定により株券等の保管及び振替を行うために開設した参加者口座、同法第4条の2第1項ただし書の規定により受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務を行うために開設した口座又は社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）第12条第1項の規定に基づき、社債等の振替を行うために機構が開設した機構加入者口座をいう。以下同じ。）の振替（金融商品市場における取引の決済に係る振替を除く。）をいう。）により行うものとする。</u></p>	<p>（DVP 決済）</p> <p>第3条 1～2 （略）</p> <p>3 DVP 決済に係る有価証券の引渡しについては、一般振替（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が行う口座（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保管振替法」という。）第6条第1項の規定により株券等の保管及び振替を行うために<u>機構が開設した参加者口座又は社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）第12条第1項の規定に基づき、社債等の振替を行うために機構が開設した機構加入者口座をいう。以下同じ。）の振替（金融商品市場における取引の決済に係る振替を除く。）をいう。）により行うものとする。</u></p>
<p>（清算対象取引）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 前項に規定する清算対象取引の対象とする有価証券（以下「対象有価証券」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） <u>機構の行う受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務において取り扱われる外国株信託受益証券又は外国ETF信託受益証券（以下「信託受益証券」という。）</u></p> <p>（3） 機構の行う振替業（社債等振替法第</p>	<p>（清算対象取引）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 前項に規定する清算対象取引の対象とする有価証券（以下「対象有価証券」という。）は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（2） 機構の行う振替業（社債等振替法第</p>

<p>8条第1項に規定する振替業をいう。以下同じ。)において取り扱われている上場投資信託受益権</p> <p>(DVP振替請求)</p> <p>第44条 当社は、DVP決済指図を受領して、その内容を確認したときは、当該DVP決済指図に係る証券振替の実行のため、直ちに機構に対し、当社が定めるところにより、渡方DVP参加者に代わり渡方DVP参加者口座からDVP口座への振替の請求(当該DVP決済指図に係る対象有価証券の引渡しの数量について、当該DVP決済指図に係る清算対象取引が振替実行条件(次条第1項に規定する振替実行条件をいう。次項において同じ。)を充足した時に、口座簿(参加者口座簿、<u>信託受益証券参加者口座簿</u>又は振替口座簿をいう。以下同じ。)に、当該渡方DVP参加者口座に係る所要の記載をし、かつ、DVP口座に係る所要の記載をすることを条件とする振替の請求をいう。以下「DVP振替請求」という。)を行うものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>8条第1項に規定する振替業をいう。以下同じ。)において取り扱われている上場投資信託受益権</p> <p>(DVP振替請求)</p> <p>第44条 当社は、DVP決済指図を受領して、その内容を確認したときは、当該DVP決済指図に係る証券振替の実行のため、直ちに機構に対し、当社が定めるところにより、渡方DVP参加者に代わり渡方DVP参加者口座からDVP口座への振替の請求(当該DVP決済指図に係る対象有価証券の引渡しの数量について、当該DVP決済指図に係る清算対象取引が振替実行条件(次条第1項に規定する振替実行条件をいう。次項において同じ。)を充足した時に、口座簿(参加者口座簿又は振替口座簿をいう。以下同じ。)に、当該渡方DVP参加者口座に係る所要の記載をし、かつ、DVP口座に係る所要の記載をすることを条件とする振替の請求をいう。以下「DVP振替請求」という。)を行うものとする。</p> <p>2～3 (略)</p>
---	---

2. 附 則

この改正規定は、平成20年2月1日から施行する。

以 上